

■ 国民保護法とは

国民保護法は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で、万一日本が外部から武力攻撃を受けた場合や、大規模テロ等が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、平成 16 年 6 月に成立しました。

■ 広島市国民保護計画が対象とする事態

国が定めた「国民の保護に関する基本指針」において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態（大規模テロ等）を対象としています。

武力攻撃事態

次の4類型を対象としています。

着上陸侵攻



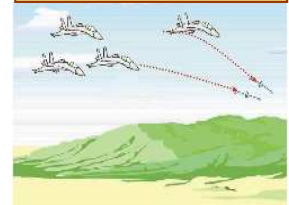
ゲリラや特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃

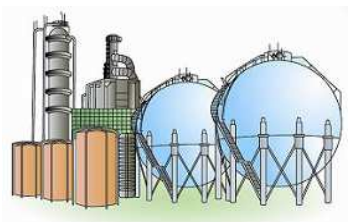


航空攻撃



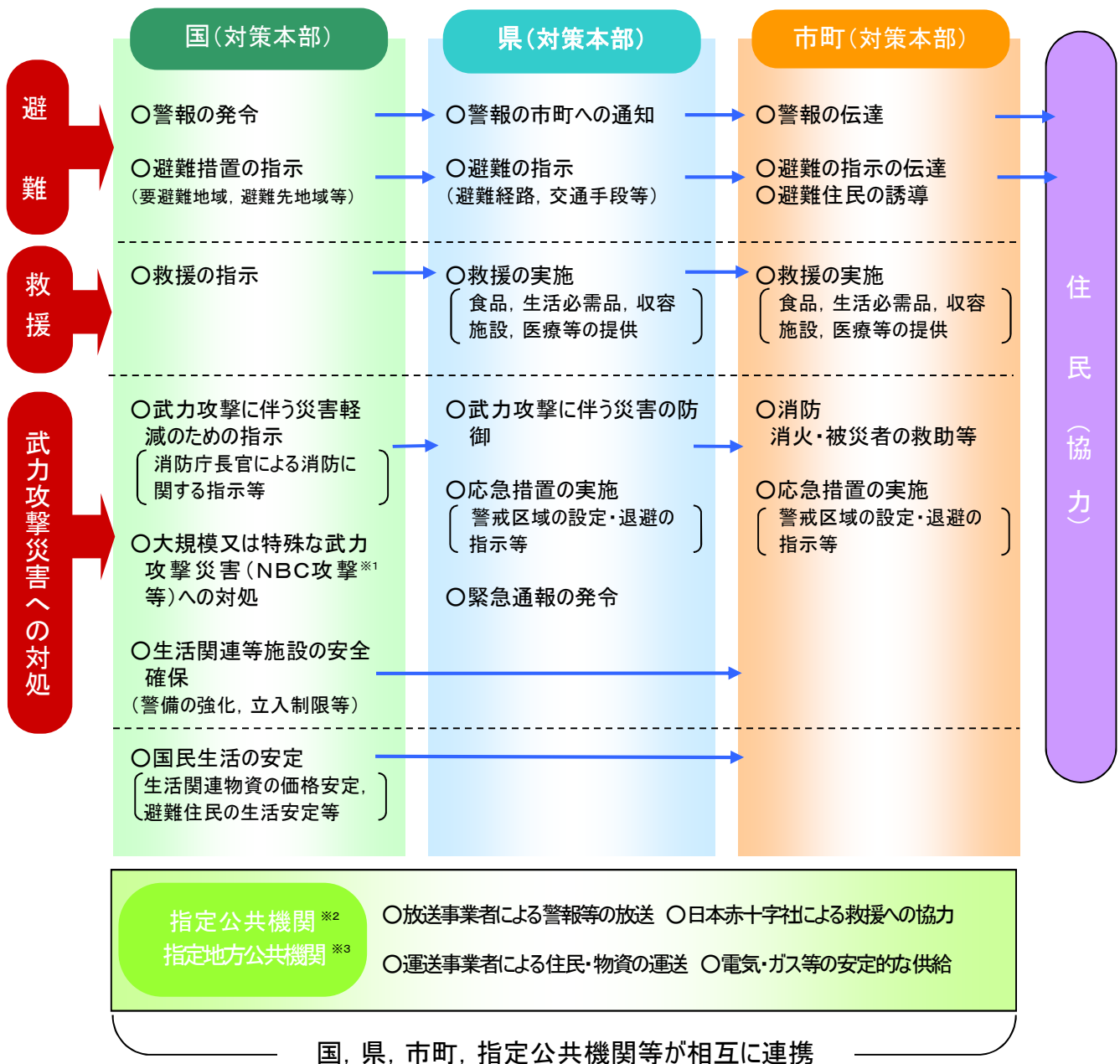
緊急対処事態（大規模テロ等）

石油コンビナートや列車の爆破、サリン等の有害物質の大量散布、航空機による自爆テロなどを対象としています。



■ 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民保護法では、国や県、市町等の責務や役割分担、住民の避難や救援、武力攻撃や大規模テロ等に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な対応等について定められています。



※1) N B C 攻撃 : 「Nuclear」(核)・「Biological」(生物)・「Chemical」(化学)兵器を用いた攻撃。

※2) 指定公共機関 : 国が指定した独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人。

※3) 指定地方公共機関 : 県が指定した、県内でガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人。

国民の保護に関する基本指針と国民保護計画

【国】

国民の保護に関する基本指針

〈内容〉

- ・ 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- ・ 国民保護計画及び国民保護業務計画の作成の基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型
(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)
- ・ 類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置

【指定行政機関】

国民保護計画

内閣総理大臣に協議
全機関閣議了承済
(R1. 7. 1 現在 32 省庁)

【都道府県】

国民保護計画

内閣総理大臣に協議
全都道府県閣議了承済
(H31. 4. 1 現在 47 都道府県)

【指定公共機関】

国民保護業務計画

内閣総理大臣に報告
全機関で作成完了
(H31. 4. 1 現在 152 機関)

【市町村】

国民保護計画

都道府県知事に協議
1, 739 市区町村で作成完了
(H31. 4. 1 現在 1, 741 市区町村中)

【指定地方公共機関】

国民保護業務計画

都道府県知事に報告
1, 075 機関で作成完了
(H31. 4. 1 現在 1, 077 機関中)